

# 赤穂市 みどりの基本計画

2024年（令和6年）3月

赤 穂 市

## 【目 次】

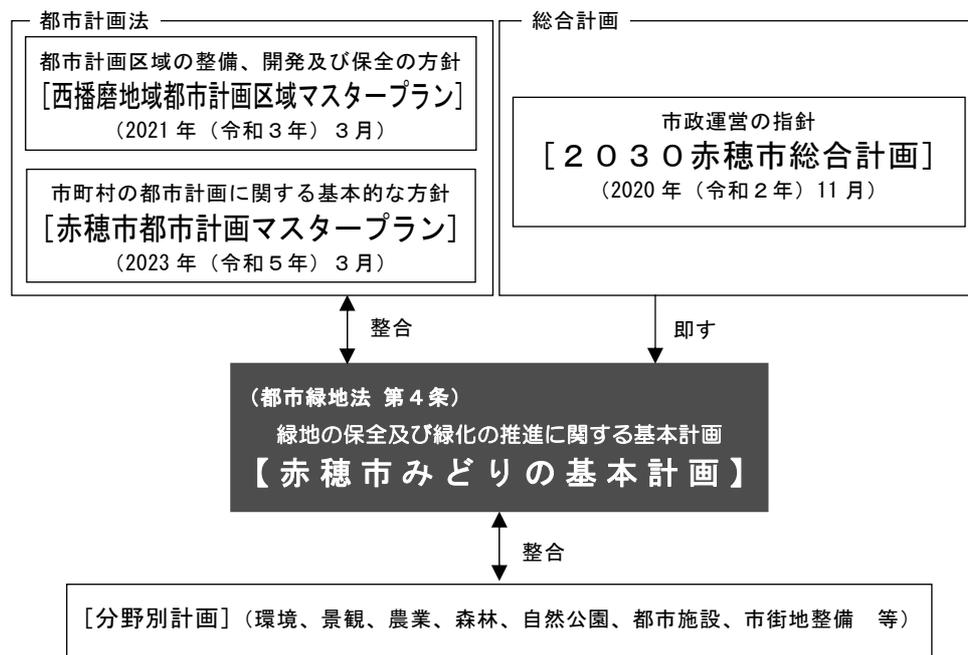
第1章 計画の前提	1
(1) 計画の目的	
(2) 目標年次	
(3) 計画の対象区域	
(4) 計画見直しの背景	
(5) 都市におけるみどりの機能	
第2章 みどりの現況と課題	4
(1) 赤穂市の概況	
(2) みどりの現況	
(3) 緑地現況	
(4) みどりの課題	
第3章 計画の目標	17
(1) 基本理念	
(2) みどりの将来像	
(3) みどりのまちづくりの基本方針	
<b>方針1</b> みどり豊かな自然環境を守り育てる	
<b>方針2</b> まちのみどりを増やし快適な生活空間を創出する	
<b>方針3</b> 水とみどりに包まれたうるおいのあるまちづくりを行う	
(4) 計画のフレーム	
(5) 計画の目標水準	
<b>重点目標1</b> 既存ストックを生かして、身近な公園を充実させる	
<b>重点目標2</b> 災害時の安全の確保にも役立つ身近な公園を増やす	
<b>重点目標3</b> 市民が主体的に取り組む緑化を進める	
<b>重点目標4</b> 赤穂らしいみどりの拠点をつくる	
第4章 施策の基本方向	31
(1) みどり豊かな自然環境を守り育てるために	
(2) まちのみどりを増やし快適な生活空間を創出するために	
(3) 水とみどりに包まれたうるおいのあるまちづくりを行うために	
第5章 計画推進のための施策	37
(1) 都市公園等の整備	
(2) 緑地の保全と活用	
(3) 緑化重点地区の設定	
用語の解説	45

## 第1章 計画の前提

### (1) 計画の目的

みどりの基本計画は、都市緑地法第4条に定められている「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」として、「赤穂市総合計画」や「赤穂市都市計画マスタープラン」等との整合を図りつつ、本市のみどりを守り、増やしていくため、みどり全般について将来のあるべき姿とそれを実現するための施策を定めるものである。

みどりを確保する上での目標と、樹林地等の保全から公園緑地の整備、公共空間及び民有地の緑化の推進、緑化意識の普及啓発といったソフト面の事項までを含めた施策のあり方を明らかにしている。



### 赤穂市みどりの基本計画の位置付け

### (2) 目標年次

本計画は、中長期的な観点から将来のみどりのあるべき姿と、それを実現するための施策のあり方を明らかにするものであるため、赤穂市都市計画マスタープランに合わせて2030年(令和12年)を目標年次とする。

ただし、確保すべきみどりの目標水準については、現在考えられる理想的なみどりの将来像の実現に向けた長期(2040年(令和22年))の目標数値についても設定する。

### (3) 計画の対象区域

計画の対象区域は、市全域(12,688ha)とする。

(4) 計画見直しの背景

本市では、平成9年5月に緑の基本計画を策定し、その後、土地区画整理事業の展開など社会情勢の変化に対応するため、平成16年3月に一部改訂を行った。また、平成29年に都市緑地法が改正され、緑地の定義に農地が含まれることや、緑の基本計画の記載事項に「都市公園の管理の方針」が追加された。

この度、関連計画である「赤穂市都市計画マスタープラン」の改訂において、将来人口の設定及び土地利用の誘導方針、公園・緑地の整備方針等の見直しを行い、新たな都市づくりの方針を設定した。

前回の見直しから約10年が経過し、関連計画と整合させる必要があることから、現計画の見直しを行うものである。

**計画の対象とするみどり**

本計画の対象とする「みどり」とは、植物のみを意味するのではなく、それらを含む土地を含めてみどりとして扱う。

保全するみどり…森林等の樹林地、農地、水面・水辺地、社寺境内地など



創出するみどり…公園緑地、グラウンド等のオープンスペース、公共空間や民有地の植栽地など



## (5) 都市におけるみどりの機能

都市における「みどり」の主な機能として、「都市環境の維持・改善」「健康・レクリエーション」「防災」「景観形成」の4つの機能があげられる。

### ① 都市環境の維持・改善の機能

#### ■人と自然が共生する都市環境を確保することができる

樹木等の植物は、二酸化炭素の吸収、大気の浄化、気温や騒音・振動の緩和等の機能を有している。

野生生物の生育地・生息地を構成し、郊外から清涼な風を市街地に送りこむ風の道を形成するなど、人と自然が共生する都市環境を形成することができる。

### ② 健康・レクリエーション機能

#### ■みどりの持つ多様な機能の活用により、変化に対応した潤いのある生活空間を確保できる

自由時間の増大、価値観の多様化、交通体系の発展等に伴い、人々のレクリエーション活動は多様化、高度化、広域化している。自然とのふれあい志向、健康への関心など、レクリエーション需要は変化しつつある。

みどりの持つ多様な機能を活用することにより、人々のレクリエーション需要の変化に対応した緑豊かで質の高い生活空間を確保することができる。

### ③ 防災機能

#### ■災害防止、避難地、救援活動拠点等の機能により、都市の安全を確保できる

森林等のみどりは、雨水を一度に流さないで貯めて洪水を予防する。

大地震や大火災の発生時において、人々の避難地や避難路、火災の延焼防止帯、消防活動やボランティア等の救援活動拠点等として多様な機能を持つことから、みどりを適切に確保することにより、都市の安全性・防災性を高めることができる。

### ④ 景観形成機能

#### ■多様性や四季の変化が心を育み、潤いのある美しい景観を形成する

みどりは地域の気候、風土に応じて特徴ある多様性を有している。四季の変化を実感できる生活環境や景観を創出することにより、子どもたちの感受性を育み、生活にゆとりと潤いをもたらすことができる。

みどりは地域固有の文化や歴史と深く関わっており、みどりを適切に生かすことにより、個性と魅力あるまちづくりを進めることができる。

## 第2章 みどりの現況と課題

### (1) 赤穂市の概況

本市は、兵庫県の南西部、岡山県との県境に位置し、東は相生市、西は岡山県備前市、北は赤穂郡上郡町と接する面積 126.88k m<sup>2</sup>、人口約4万5千人のまちである。

市域のほぼ中央を名水百選にも選ばれた清流千種川が流れ、北にはみどり豊かな山々が連なり、南には瀬戸内海国立公園の美しい海岸線が広がっている。

市内には、JR山陽本線に1駅、JR赤穂線に4駅があり、このうちJR播州赤穂駅は、市の玄関口として、通勤・通学等で多くの市民が乗降し、観光客にも多く利用されている。また、山陽自動車道、国道2号、国道250号、国道373号等の幹線道路が走り、広域交通アクセスが確保されている。

「忠臣蔵のふるさと」、「塩のまち」として全国的に広く知られ、市内には、国指定史跡の赤穂城跡や赤穂義士ゆかりの史跡等が点在している。また、千種川河口付近を中心に拓けていた広大な塩田は現在、臨海工業用地等に姿を変えており、西浜工業団地、磯産業団地、赤穂清水工業団地には、電気機械、化学、窯業、製塩業など多様な業種の工場が集積している。また、千種川沿いの山間部や市西部の田園地帯で稲作や果樹栽培が行われており、牡蠣養殖等の水産業も盛んである。

### 位置



## (2) みどりの現況

## ① みどりの概況

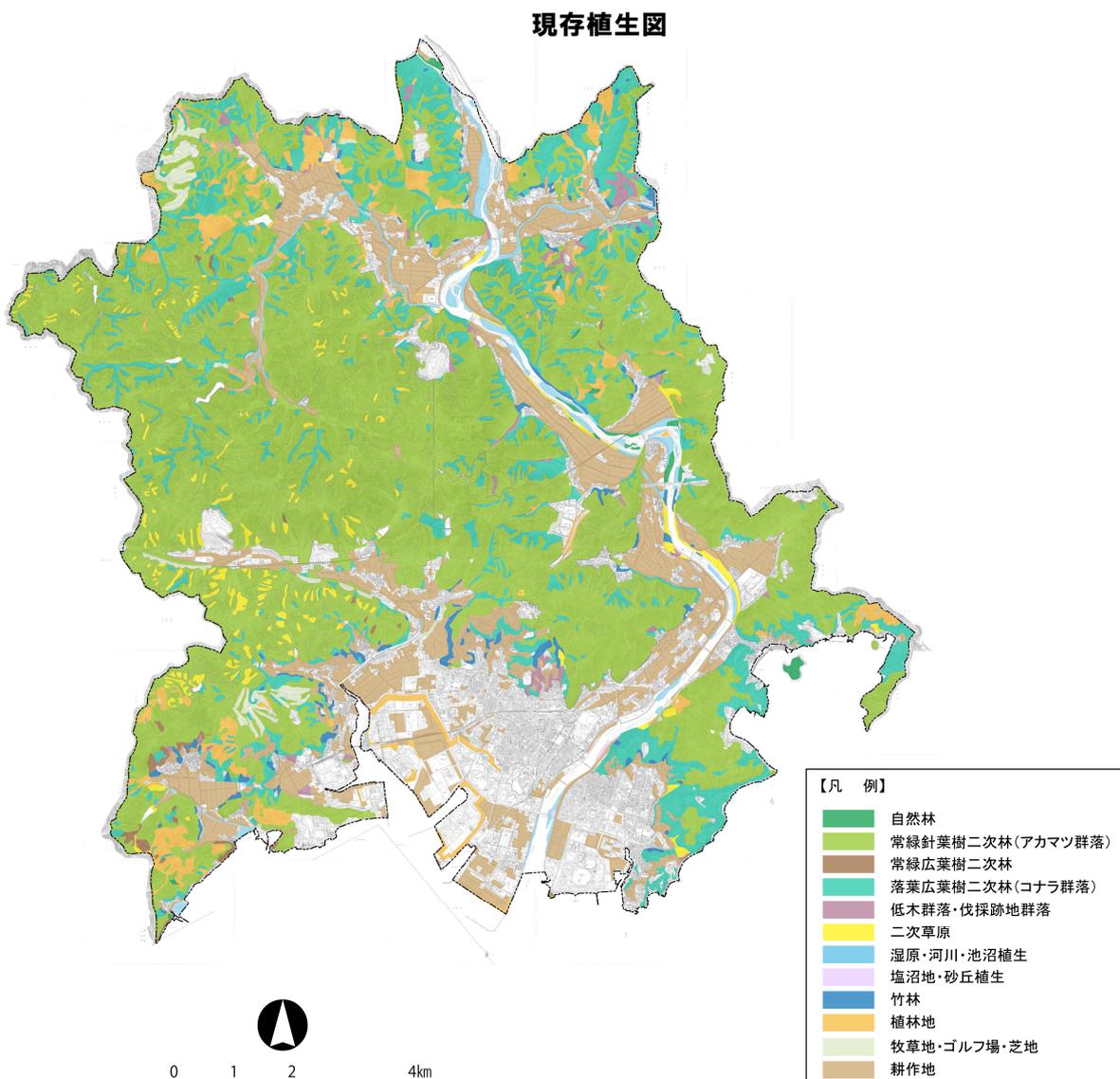
本市は、清流を誇る千種川、里山、農地、ため池等の多様な自然環境に恵まれ、市域の8割以上\*が水とみどりに包まれた都市環境が形成されている。

地形は、市域の大部分が比較的起伏の多い山地や丘陵で占められ、西播磨奥地に源流を持つ清流千種川が市北部の山間平地を縫って南流し、市南部のデルタ平地の中央部で播磨灘に注いでいる。

山地や丘陵の大部分はアカマツ林とコナラ林で被われている。これらは、人間の利用と自然の再生力のバランス上に成立している二次林である。また、特徴的な自然植生等としては、生島樹林、千種川河口の海浜植生、塩性湿地草原や唐船山の樹林、千種川下流域のヤナギ林やハマウツボ等の植物個体群、駿行寺の樹林等があげられる。

土地利用は山林が最も多く、近年はその動向に大きな変化は見られない。

\*：第6回・第7回自然環境保全基礎調査「現存植生図」（環境省）から緑被地（植物に被われた土地及び水面・水辺地の総称）を抽出し、その面積を計測している。



資料：第6回・第7回自然環境保全基礎調査「現存植生図」

市域の航空写真



② みどりの量の変遷

本市の山林や農地のみどりは、平成26年から令和5年の間で約86ha減少している。その内の約7割は農地となっている。



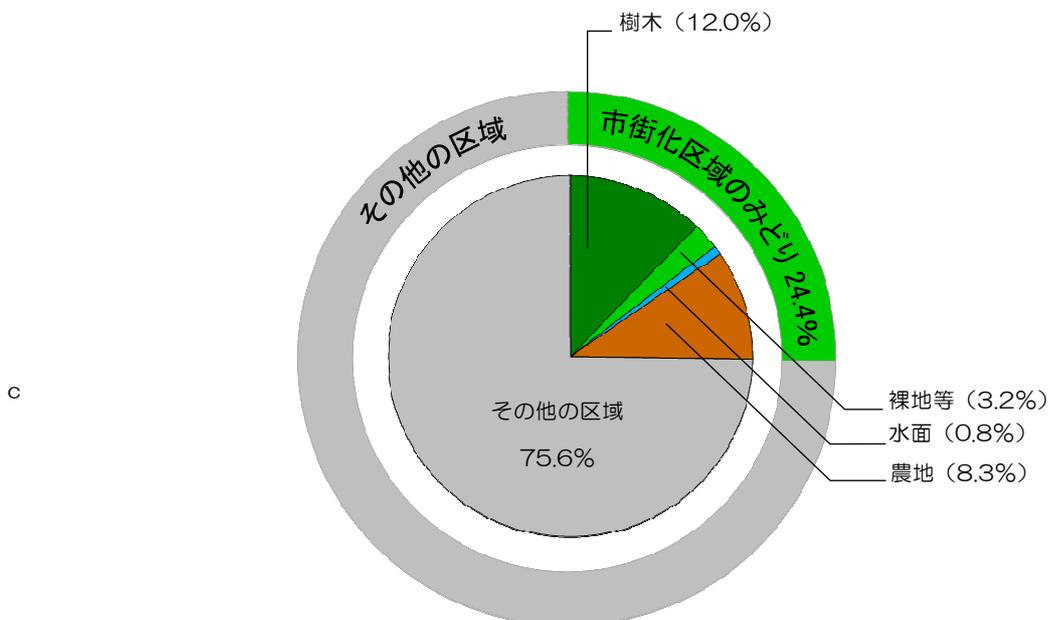
みどりの量の変遷

資料：赤穂市税務課、税務概要

③ 市街化区域のみどりの現況量

本市では、市域の8割以上がみどりに被われているが、比較のみどりの不足している市街化区域に占めるみどりの割合（緑被率）は、令和4年度に実施した緑被現況調査（10ページ）の結果を見ると24.4%となっている。この内の約半分を樹木緑被地が占めており、約3割を農地が占めている。

市街化区域の樹木緑被率は12.0%であるが、緑化重点地区の樹木緑被率は、市街化区域の樹木緑被率を下回っている。



市街化区域の緑被率

注1：令和5年3月31日現在

注2：（ ）内の数字（%）は構成比

市街化区域の緑の現況

	区域面積 (ha)	緑被地面積(ha)					樹木 緑被率 (%)	緑被率 (%)
		樹木	裸地等	水面	農地	合計		
1低専(100/50)	74.0	9.0	16.1	0.0	2.4	27.5	12.2	37.2
2低専(150/60)	17.0	2.0	1.2	0.0	0.1	3.3	11.8	19.4
1中高 (150/60、200/60)	358.0	41.5	11.3	4.5	50.1	107.4	11.6	30.0
2中高(200/60)	106.0	7.3	1.4	0.1	19.8	28.6	6.9	27.0
1住居(200/60)	139.0	10.4	2.3	0.5	12.8	26.0	7.5	18.7
2住居(200/60)	64.0	7.5	10.4	1.5	2.3	21.7	11.7	33.9
近商 (200/80、300/80)	43.0	3.5	0.7	0.3	5.6	10.1	8.1	23.5
商業(400/80)	37.0	2.4	0.5	0.1	0.0	3.0	6.5	8.1
準工(200/60)	156.0	10.2	0.4	3.1	22.6	36.3	6.5	23.3
工業(200/60)	26.0	9.1	0.6	0.0	0.0	9.7	35.0	37.3
工専(200/60)	383.0	66.1	0.6	0.8	0.9	68.3	17.3	17.8
市街化区域 計	1,403.0	169.0	45.4	10.9	116.6	341.9	12.0	24.4

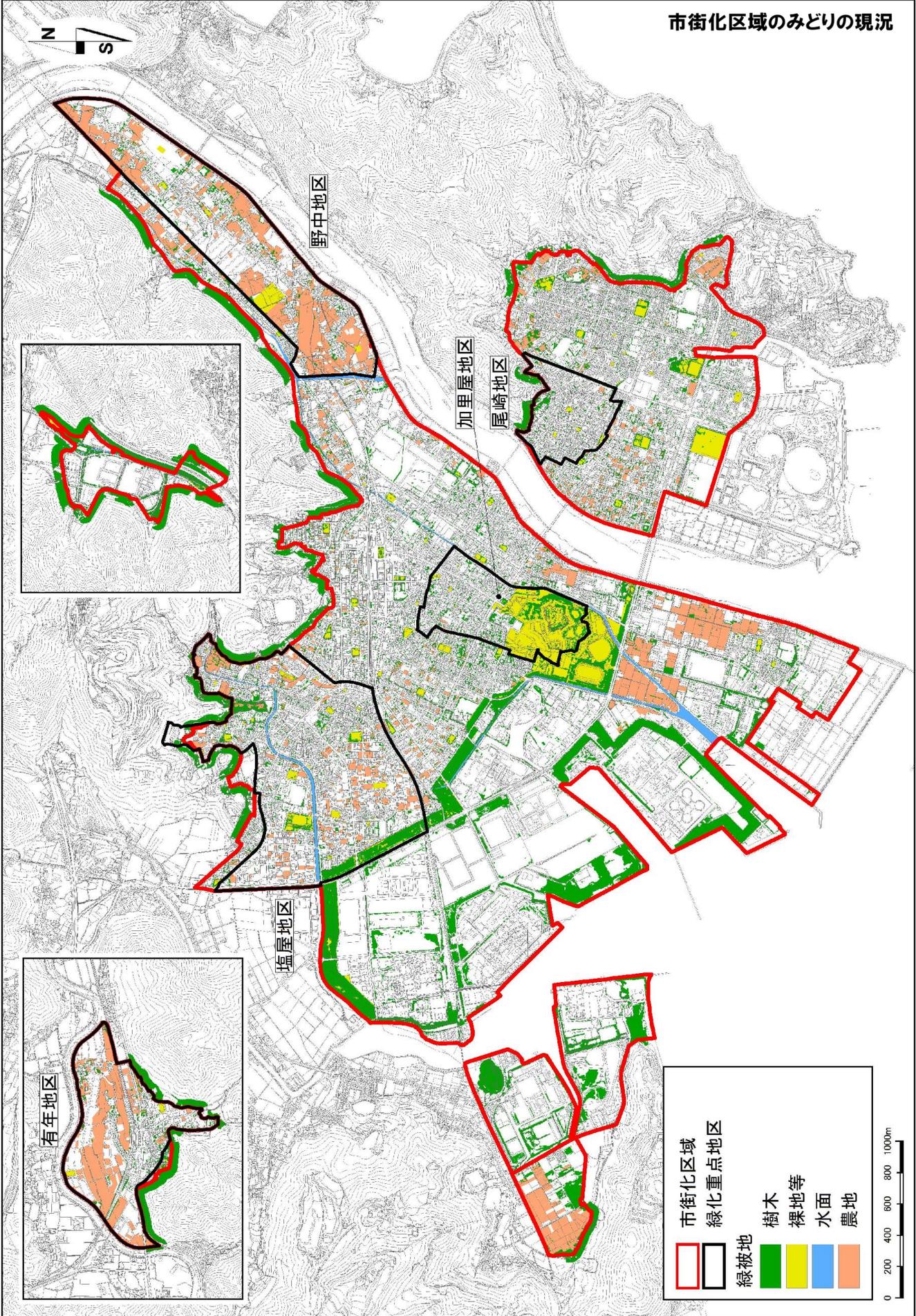
注：令和5年3月31日現在

緑化重点地区の緑の現況

	区域面積 (ha)	緑被地面積(ha)					樹木 緑被率 (%)	緑被率 (%)
		樹木	裸地等	水面	農地	合計		
加里屋地区	44.2	6.9	14.9	0.0	0.1	21.9	15.6	49.5
塩屋地区	144.1	14.9	4.1	2.5	13.2	34.7	10.3	24.1
尾崎地区	27.1	2.0	0.3	0.0	0.3	2.6	7.4	9.6
有年地区	60.0	3.0	0.5	0.0	19.3	22.8	5.0	38.0
野中地区	100.0	4.1	2.5	0.0	32.6	39.2	4.1	39.2
緑化重点地区 計	375.4	30.9	22.3	2.5	65.5	121.2	8.2	32.3

注：令和5年3月31日現在

市街化区域のみどりの現況



緑被現況調査

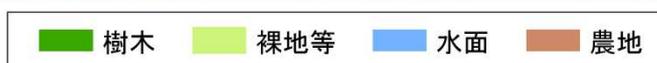
国土地理院編集の航空写真オルソ画像及び都市計画基礎調査の結果を用いて市街化区域内の緑被地（植物の緑に被われた土地等の総称）を抽出し、その面積を計測している。

次の表に示す緑被地を抽出し、樹木緑被地の判読精度は1m×1mとしている。

緑被地の区分

分類		摘要
1	樹木	公共空間及び民有地の植栽地など
2	裸地等	都市公園等の公園緑地内の裸地、草地など (樹木緑被地を除く公園緑地の区域)
3	水面	河川、水路
4	農地	田、畑

調査概要



## (3) 緑地現況

## ① 緑地現況量

令和5年3月31日現在における緑地（13ページ）の現況量を見ると、市街化区域の緑地率は21.3%（298.9ha）となっているが、市街化区域に隣接する赤穂海浜公園（71.7ha）と千種川河川敷緑地（28.5ha）を含めた場合の市街化区域における実質的な緑地率は26.6%である。

## 緑地現況量

単位：ha、%

区 分		市全体	市街化区域	市街化調整区域
	都市公園	193.7	69.4	124.3
	その他の公園	12.6	4.2	8.4
都市公園等 小計		206.3	73.6	132.7
公共施設緑地		17.6	12.7	4.9
民間施設緑地		13.3	5.9	7.3
施設緑地 小計		237.2	92.2	144.9
法によるもの		8,564.3	216.1	8,348.2
条例等によるもの		285.2	28.0	257.2
協定によるもの		0.0	0.0	0.0
地域制緑地間の重複		2,331.8	21.1	2,310.7
地域制緑地 小計		6,517.7	223.1	6,294.7
施設・地域制緑地間の重複		80.12	16.4	63.7
緑地面積 合計		6674.8	298.9	6,375.9
区域面積		12,688.0	1,403.0	11,285.0
緑地率		52.6	21.3	56.5
市街化区域における実質的な緑地率		—	26.6	—

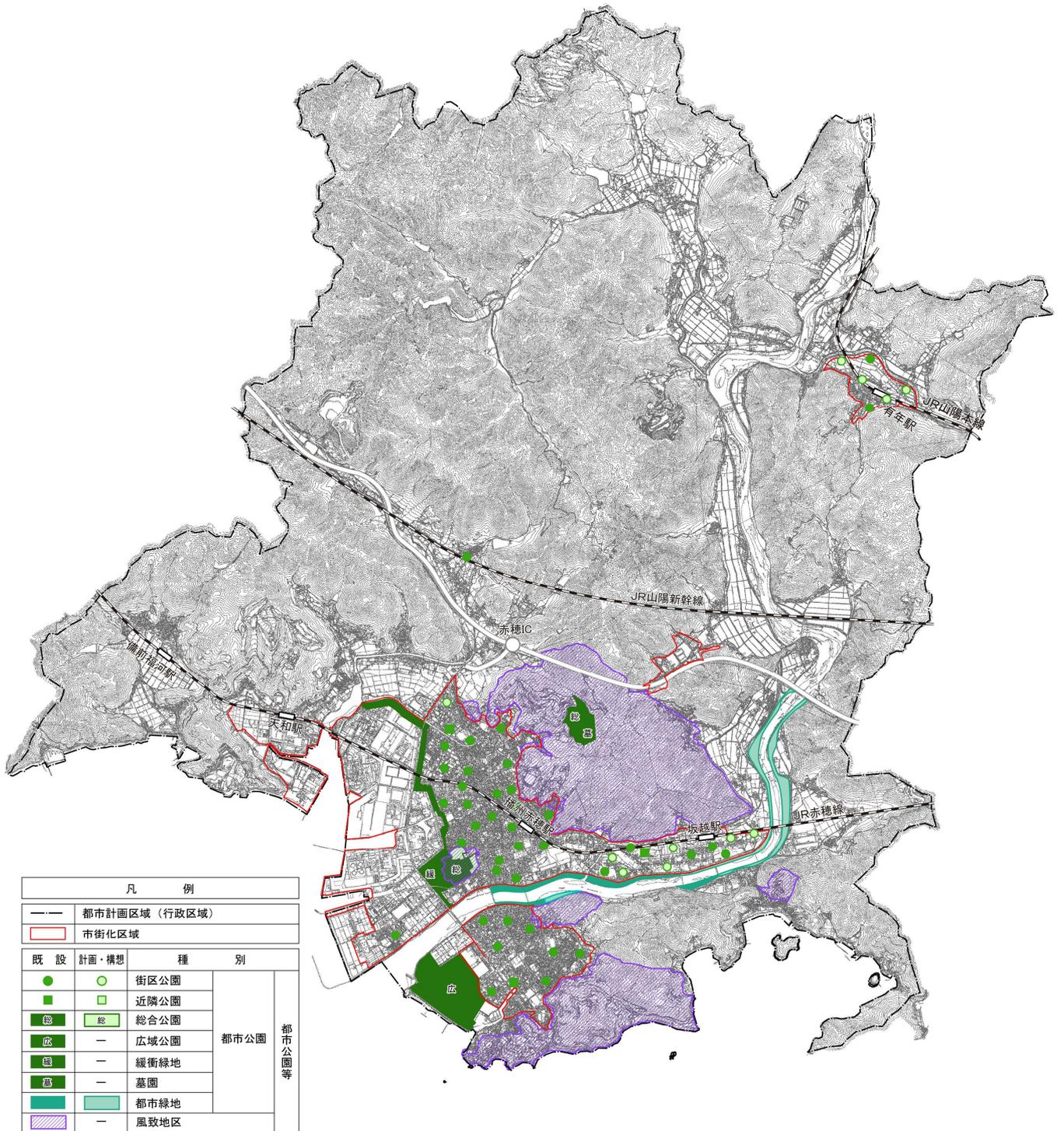
注1：令和5年3月31日現在

注2：市街化区域における実質的な緑地率とは、市街化区域に隣接する赤穂海浜公園（71.7ha）、千種川河川敷緑地（28.5ha）を含めた値である。

市街化区域における 実質的な緑地率
----------------------

$$26.6 \% = \frac{298.9 \text{ ha} + 100.2 \text{ ha}}{1,403 \text{ ha} + 100.2 \text{ ha}}$$

緑地現況(都市公園と風致地区のみ)

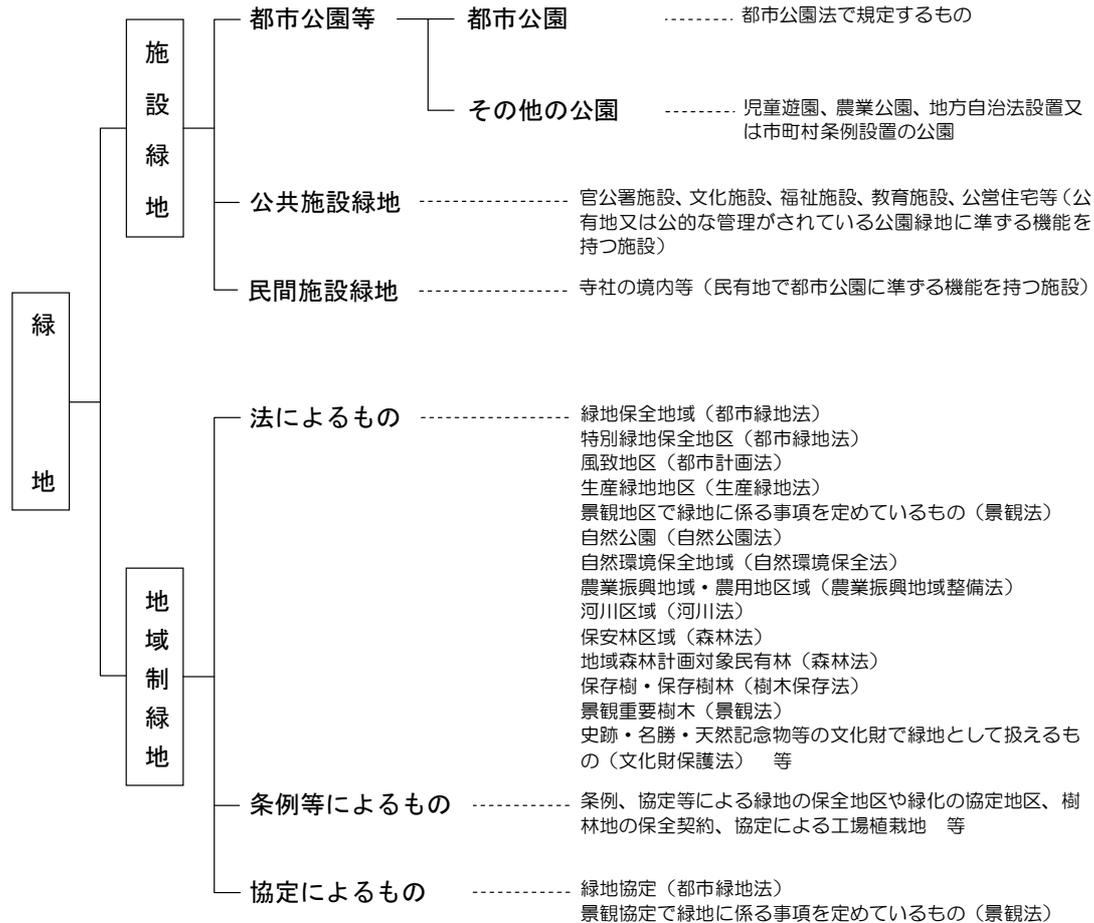


緑地

本計画の対象とするみどりの内、持続性のあるみどりは大きく「施設緑地」「地域制緑地」に区分できる。これらを「緑地」として定義している。

施設緑地とは、公有地化など土地の権限を取得して設置される公園緑地等をいう。地域制緑地とは、土地の権限の取得に関わらず法律等に基づき区域を指定して、樹木の伐採など一定の行為制限により確保されるみどりをいう。

一方、持続性が担保されていないみどりとしては、私有地の植栽や市街化区域内の農地、樹林地等が該当する。



■ 緑地の分類

注：「新編 緑の基本計画ハンドブック」を参考にして本市の実情に応じて区分

② 都市公園の整備状況

令和5年3月31日現在における都市公園の整備状況を見ると、市全体で193.7ha整備されており、1人当たりの都市公園面積は42.9㎡と全国平均の10.8㎡を大幅に上回る水準にある。ただし、市民に身近な公園である住区基幹公園（街区公園、近隣公園）の1人当たりの面積は3.7㎡と、都市計画中央審議会答申（平成7年7月）に示された目標整備水準を下回っている。

また、都市計画に定める公園区域面積に対する整備率を見ると、街区公園の整備率が、80.1%となっている。

都市公園の整備状況

単位：ヶ所、ha、㎡、人

区 分	市街化区域			都市計画区域			
	ヶ所数	面積	1人当たりの面積	ヶ所数	面積	1人当たりの面積	
住区基幹公園	街区公園	38	10.7	3.1	39	11.0	2.4
	近隣公園	3	5.7	1.7	3	5.7	1.3
	地区公園	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0
	小計	41	16.4	4.8	42	16.7	3.7
都市基幹公園	総合公園	1	10.0	2.9	2	19.5	4.3
	運動公園	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0
	小計	1	10.0	2.9	2	19.5	4.3
広域公園		0	0.0	0.0	1	71.7	15.9
緩衝緑地		1	39.4	11.5	1	39.4	8.7
都市緑地		0	0.0	0.0	1	28.5	6.3
墓園		0	0.0	0.0	1	10.0	2.2
その他公園		1	3.6	1.1	3	7.8	1.7
都市公園	合計	36	69.4	20.3	41	193.7	42.9
人口				34,138			45,174

注1：令和5年3月31日現在

ただし、市街化区域人口は、令和2年国勢調査結果における市街化区域人口比率で都市計画区域人口を按分した値

注2：小数点第2位を四捨五入しているため合計があわないものがある。

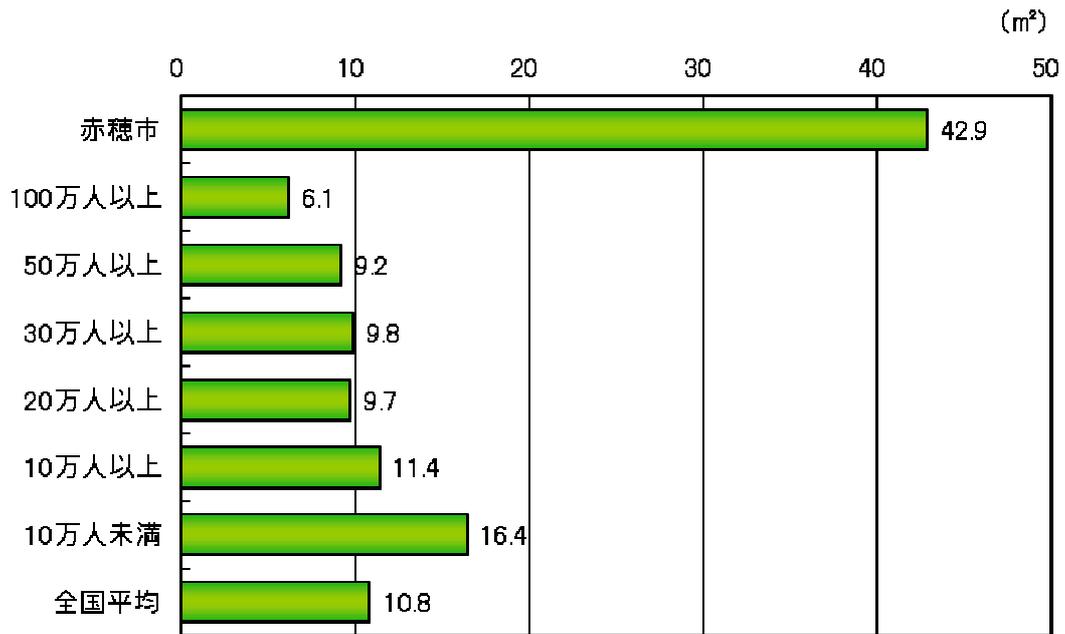
1人当たりの都市公園面積(国の目標整備水準との比較)

単位：㎡

	1人当たりの面積		
	赤穂市	目標整備水準	
住区基幹公園	街区公園	2.4	1.0
	近隣公園	1.3	2.0
	地区公園	0.0	1.0
	小計	3.7	4.0
都市基幹公園	総合公園	4.3	3.0
	運動公園	0.0	1.5
	小計	4.3	4.5
緩衝緑地・都市緑地・墓園 等	18.9	8.5	
広域公園	15.9	3.0	
都市公園	合計	42.9	20.0

注1：令和5年3月31日現在

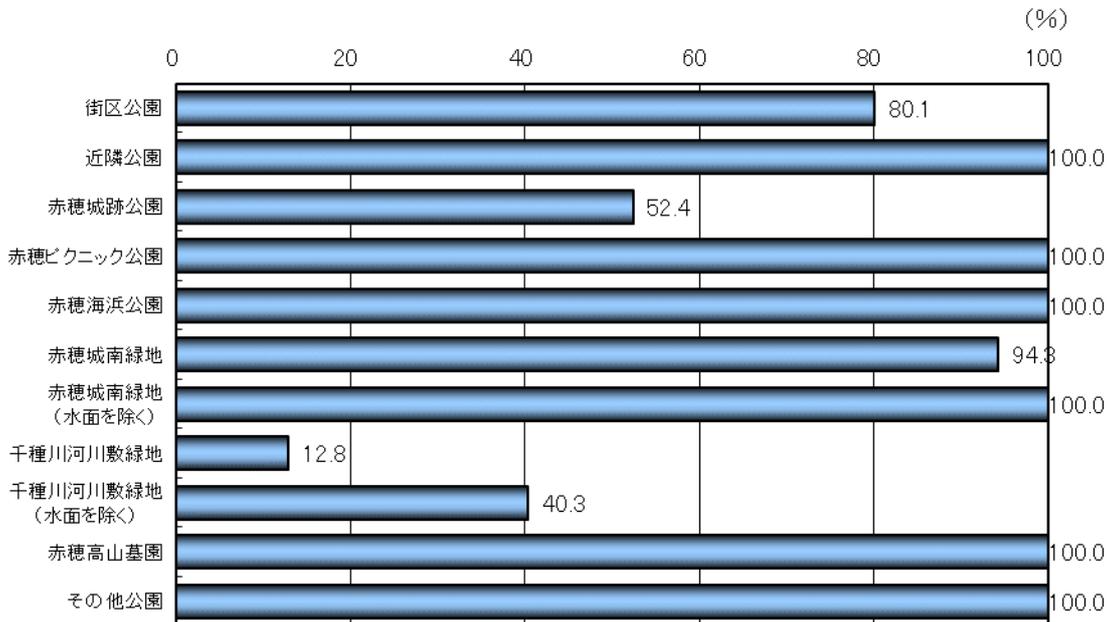
注2：目標整備水準は、都市計画中央審議会答申第25号「今後の都市公園等の整備と管理は、いかにあるべきか」（平成7年7月）に示された値



1人当たりの都市公園面積(全国平均との比較)

資料：令和3年度末都市公園等整備現況調査

注：令和4年3月31日現在、ただし、赤穂市の値は令和5年3月31日現在



都市公園の整備率

注1：令和5年3月31日現在

注2：整備率＝開設面積／都市計画決定面積×100

注3：赤穂城跡公園、赤穂ピクニック公園は総合公園、赤穂海浜公園は広域公園、赤穂城南緑地は緩衝緑地、千種川河川敷緑地は都市緑地、赤穂高山墓園は墓園に該当する。

#### (4) みどりの課題

##### ① みどりの適正な維持管理

市街地周辺の樹林地の保全については、都市計画法及び他法令による土地利用規制により、おおむね担保できる状況になっている。ただし、農業従事者の高齢化、農業の担い手不足等による遊休農地が増加している。また、公園緑地や街路樹等の施設系のみどりについては、その維持管理費や老朽化した施設が増加している。

自然系のみどりと施設系の緑の適正な維持管理が課題となっている中で、特に、市街地の貴重なみどりとオープンスペースとして機能している都市公園については、公園施設の予防保全的な維持管理によるライフサイクルコストの縮減を図るとともに、子どもが安全で安心して遊べる遊び場や高齢者の増加に伴う利用者の変化に対応していくため、老朽化した公園施設の改善に取り組む必要がある。

##### ② 市街地の緑化推進

市街化区域に占める緑被地の割合は24.4%となっているが、この内の約3割は農地であるため、宅地化により失われる可能性が高いみどりが多いといえる。また、臨海及び内陸の工業地では今後、工場立地法に基づく緑地面積率規制の緩和に伴うみどりの減少が予想される。

市街化区域のみどりは、開発等により失われやすいものであるため、持続性が担保されたみどりの割合を増加させることが重要となる。そのため、公共空間の緑化により持続性が担保されたみどりを確保していく必要があるが、あわせて民有地の緑化も重要となっている。特に、市街化区域全体のみどりの減少が予想されている中で、みどりの豊かさを市民が実感するためには、住宅地における敷地内緑化を促進するなど、各家庭等における市民に身近なみどりの充実が課題となっている。

また、これまで宅地化のみを前提としてきた市街化区域内の農地についても、今後は宅地化農地と保全農地の二分化を検討し、市街地の緑地として保全・活用を図る必要がある。

##### ③ 都市公園の整備

本市では、赤穂海浜公園や赤穂城南緑地等の大規模な公園緑地が整備されているため、都市公園の市民1人当たりの整備面積は全国平均を大幅に上回っているものの、市民に身近な公園である街区公園等が不足している地域が見られる。そのため、身近な公園については、引き続き新規整備に取り組む必要がある。特に、土地区画整理事業が施工中である野中・砂子地区、浜市地区、有年地区における身近な公園の整備が課題となっている。また一方で、長期末整備の都市計画公園の一部については、地域の実情等を勘案しながら、計画の見直しを検討することが課題となっている。

赤穂城跡や千種川など優れた歴史文化的遺産や自然景観を有する本市においては、その貴重な資源の保全を図るとともに、観光振興やスポーツ・レクリエーションの場として活用を図る必要がある。

## 第3章 計画の目標

### (1) 基本理念

みどりは、気温・湿度の調節、大気の浄化、公害や災害の防止、良好な景観の形成など、市民の健康と安全を支え、生活にゆとりやうるおい、安らぎを与えてくれる様々な機能を持っている。また、豊かな自然に育まれた古い歴史と伝統を持つ本市では、千種川と播磨灘に代表される自然や「義士発祥のまち」を象徴する歴史的風土が郷土への愛着と誇りを培い、さらには来訪者を惹きつける魅力となっている。

このように多様な役割を担っているみどりは、市民生活を支える社会資本ともいえるものである。市民が普段の暮らしにおいて豊かさを実感できるためには、みどりを基調とした生活環境の向上が大切であるとともに、近年では、地球規模の環境問題も視野に入れたみどりとの関わりがこれまで以上に求められている。

本市のみどりのまちづくりにおいては、市、市民、事業者等との協働の下で、多様な役割を担っているみどりを将来にわたり望ましい姿で守り、身近なところから生み出すことで、市民の快適な生活環境の創出をめざしていくものとする。

### 計画のテーマ

**快適な環境を創出するみどりのまち 赤穂**

—水とみどりに包まれたうるおいのあるまちづくり—

## (2) みどりの将来像

### ① 水とみどりのライン

清流千種川を水とみどりのラインとして位置付ける。水とみどりのラインは、みどりの拠点である赤穂ふれあいの森と県立赤穂海浜公園を結ぶみどりのネットワークの骨格としての役割を担う。

### ② みどりの拠点

県立赤穂海浜公園、赤穂ふれあいの森、赤穂城南緑地、赤穂ピクニック公園、あこう河鹿の森をみどりの拠点として位置付ける。みどりの拠点は、本市の公園緑地の中心的な役割を担うため、適正な維持管理と赤穂城跡公園の一部未開設区域の整備を図る。

### ③ みどりのネットワーク

2030 赤穂市総合計画で位置付けられている広域交流ライン（国道2号、国道 250号、国道 373号）、産業交流ライン（都市計画道路新田坂越線）、生活文化交流ライン（一般県道大津西有年線）、観光交流ライン（主要地方道坂越御崎加里屋線、一般県道壺根坂越線）は、緑のサブ拠点などの公園・緑地を結ぶみどりのネットワークとして位置付け、みどりの保全を図る。

### ④ 緑地の保全エリア

#### ● 山なみ保全エリア、臨海丘陵地・海岸保全エリア

美しい自然景観を形成し、都市の骨格となっている北部及び西部の山なみや臨海部の丘陵・海岸を山なみ保全エリア、臨海丘陵地・海岸保全エリアとして位置付け、自然環境の保全を図る。

#### ● 農地保全エリア

千種川沿いや西部の農地が広がる区域を農地保全エリアとして位置付け、優良農地の保全を図る。

#### ● 工業緑地保全エリア

臨海工業地、赤穂清水工業団地を工業緑地保全エリアとして位置付け、既存工場内の緑地環境の保全を図る。

#### ● 既成市街地緑化推進エリア

市街化区域内を既成市街地緑化推進エリアとして位置付け、身近な公園や街路樹などの計画的な整備とあわせて、民有地の緑化を促進し、みどり豊かな市街地の形成を図る。

（中心市街地）

JR播州赤穂駅から赤穂城跡公園に至る中心市街地においては、赤穂義士ゆかりの遺跡や寺社などの歴史文化的遺産が点在する落ち着いた空間において、“赤穂らしさ”を演出するみどりの都市づくりを推進する。

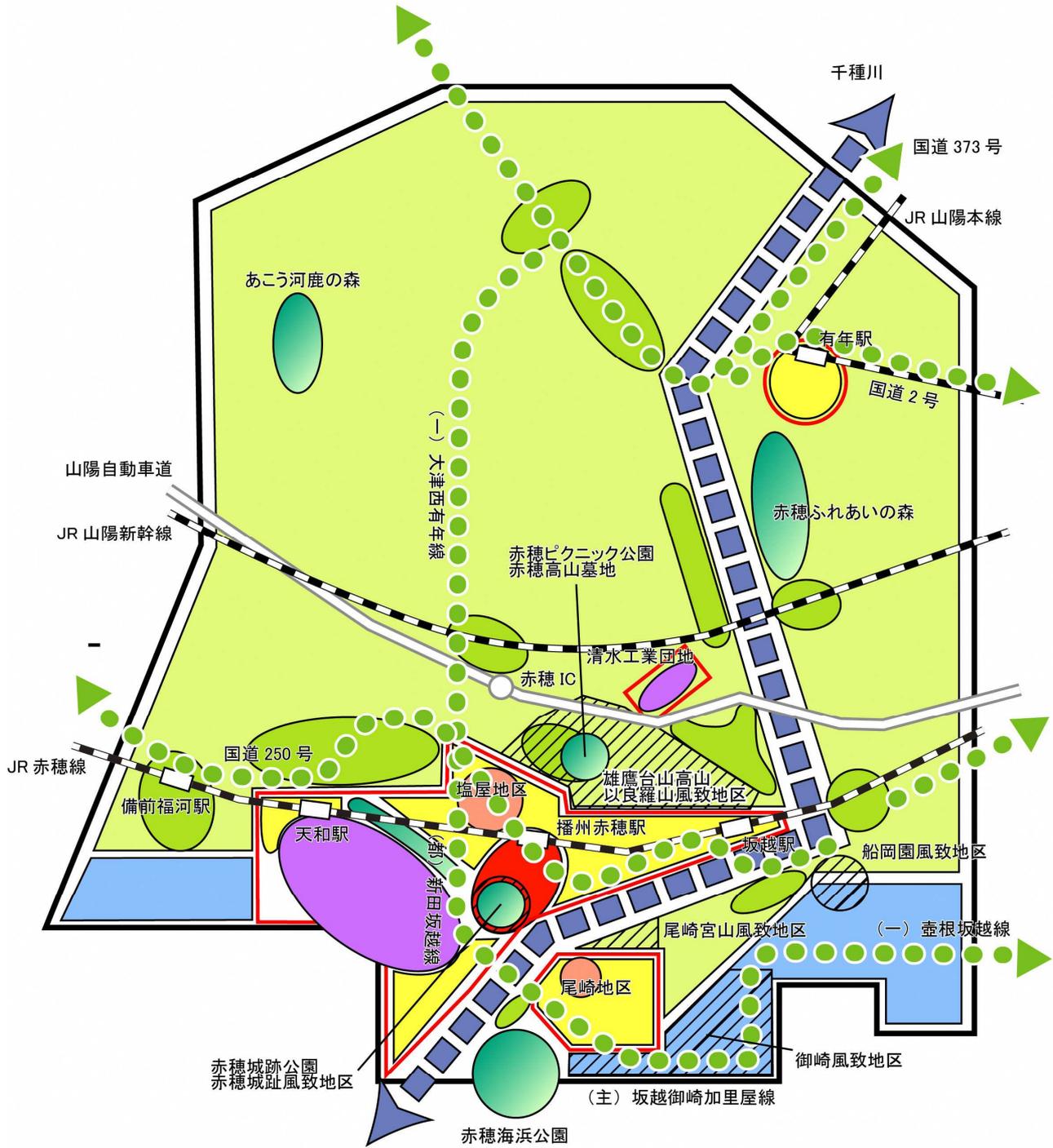
**(密集市街地)**

密集市街地においては、その改善に向けた地域住民によるまちづくりの取組と連携しながら、防災性の向上に資するみどりの都市づくりを推進する。

**⑤ 風致地区**

風致地区では、美しい自然景観を維持するために無秩序な開発行為を制限する。

みどりの将来像



I N D E X

- |          |               |                  |
|----------|---------------|------------------|
| 水と緑の軸    | 山なみ保全ゾーン      | 既成市街地緑化推進ゾーン     |
| 緑のネットワーク | 臨海丘陵地・海岸保全ゾーン | 既成市街地（密集）緑化推進ゾーン |
| 緑の拠点     | 農地保全ゾーン       | 既成市街地（中心）緑化推進ゾーン |
| 風致地区     | 工業地緑地保全・創出ゾーン | 市街化区域            |

## (3) みどりのまちづくりの基本方針

**方針1** みどり豊かな自然環境を守り育てる

豊かな自然環境や生物多様性の観点から、生物の生息地となる山々の樹林地、河川や海岸等の水辺地、農地等を保全し、公園、道路、公共建築物の敷地など公共空間における緑地の適正な維持管理を図る。

特に、市民が日常的に利用する身近な公園については、公園施設の長寿命化とあわせて、良好な子育て環境や高齢者の憩いの場となるよう老朽施設の計画的な改築等を図る。



生島樹林



御崎第一公園

**方針2** まちのみどりを増やし快適な生活空間を創出する

公園、道路、公共建築物の敷地など公共空間における緑地の整備とあわせて、住宅地等の市民の日常的生活空間における民有地の緑化を促進し、みどりの豊かさを市民が実感できる生活空間の創出を図る。

特に、本計画で設定する緑化重点地区においては、地域のまちづくりと連携して、身近な公園の整備に優先的に取り組むとともに、地域住民による主体的な緑化が積極的に行われるよう、その支援策の充実を図る。



塩屋公園



自転車歩行者道（御崎地区）

**方針3** **水とみどりに包まれたうるおいのあるまちづくりを行う**

恵まれた水とみどりを生かして、史跡や由緒ある寺社等が醸しだす歴史的風土を健全な姿で受け継いでいくとともに、まちの個性や魅力をみどりとともに高めていくなど、行政、市民、事業者等が一体となって、赤穂らしいみどりのまちづくりを進める。

特に、「義士発祥のまち」を象徴する歴史文化的遺産や清流千種川等の優れた自然環境を公園緑地として確保し、観光・交流を誘発するみどりづくりを図る。



赤穂城跡公園（本丸庭園）



千種川河川敷緑地

## (4) 計画のフレーム

## ① 人口の見通し

赤穂市都市計画マスタープランにおける将来人口に基づき、目標年次における人口を42,000人として設定する。また、長期年次となる令和22年については、4万人程度を維持するものとして設定する。

## 人口の見通し

	実績 令和2年	目標年次 令和12年	長期年次 令和22年
行政区域 (都市計画区域)	45,921人	42,000人	40,000人程度

注：実績は国勢調査による。

## ② 市街地の規模

人口の見通しを踏まえ、目標年次及び長期年次における市街化区域の面積は、現状の規模を維持するものとして設定する。

## 市街地の規模

	実績 令和2年	目標年次 令和12年	長期年次 令和22年
市街化区域人口	34,681人	31,700人	26,000人程度
市街化区域の規模	1,418.0ha	1,418.0ha	1,418.0ha

注1：市街化区域人口の実績は国勢調査による。

注2：目標年次の市街化区域人口は、目標年次の行政区域人口（42,000人）を令和2年市街化区域人口比率で按分して設定した。

注3：長期年次の市街化区域人口は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5年3月推計）」による推計結果を令和12年市街化区域人口比率で按分して設定した。

③ 住区の設定

住区とは、身近な公園の整備を検討するための基本単位となるものである。

本計画では、赤穂市総合計画に定めた地区別まちづくりビジョンの地区区分を踏まえ、赤穂、城西、塩屋、西部、尾崎、御崎、坂越、高雄、有年の9つの住区を設定する。



住区の設定

## (5) 計画の目標水準

## ① 総括目標

豊かな自然環境や歴史的風土を将来にわたって保全し、また、市民に身近なところからみどりを生み出すことで、みどりの豊かさを市民が実感できる生活環境を創出する。

## 【指標】

市街化区域における“永続性のあるみどり”の割合（緑地率）

現況 (令和5年)	目標年次 (令和12年)	長期年次 (令和22年)
26.6%	28%	30%

## 指標の定義

都市公園等の整備または土地利用規制により確保される“永続性のあるみどり”（緑地）の合計面積が、市街化区域面積に占める割合をいう。

市街化区域における実質的な緑地の確保目標水準とするため、将来市街地に接した周辺地域の緑地（赤穂海浜公園、千種川河川敷緑地など）を含む。

$$\text{市街化区域における実質的な緑地の確保目標水準（緑地率）} = \frac{\text{市街化区域内の緑地確保目標量} + \text{市街化区域に隣接した公園緑地面積}}{\text{市街化区域面積} + \text{市街化区域に隣接した公園緑地面積}}$$

## 指標として定めた理由

みどりの将来像の実現に向けて、市民に身近なみどりを守り、増やしていくための総合的な指標である。

人口の7割以上が居住する市街化区域のみどりは、開発により失われやすいものであるため、永続性が担保されたみどりを増加させることが重要となる。そのため、この指標とした。

参考：長期年次における緑地率 30%確保の根拠

市街化区域における緑地の確保目標水準については、「緑の政策大綱」（平成6年建設省決定）等において、将来市街地面積に対しておおむね 30%以上の確保を目標としてきている。

本市においても良好な生活環境を維持・増進していく観点から、従前の緑の基本計画における目標を踏まえて、長期的な観点から、引き続き市街地における緑地率 30%の確保を目標値として設定する。

**緑の政策大綱(平成6年7月建設省決定)**

- 21世紀初頭までに道路、公園等の公的空間において樹木を始めとする緑のストックを3倍に増やすことを基本目標とする。
- 具体的には、以下のとおり個別施策の目標を設定する。
  - (5) 都市公園等は、概ね全ての市街地において歩いて行ける範囲に公園の整備を推進するとともに、公園内の植栽面積の積極的増加に努める。なお、長期的には、住民1人当たりの都市公園等面積を20㎡とすることを目標とする。
  - (6) 都市の良好な自然的環境を保全するため、緑地保全地区（近郊緑地特別保全地区を含む）の面積を11,000haとする。
- 以上の公的空間における施策の展開を図るとともに民有緑地について、風致地区制度等その他の緑地の保全・創出施策の活用を図り市街地における永続性のある緑地の割合を3割以上確保し、緑豊かな市街地の形成を推進する。

注：「緑の政策大綱」より公園緑地関係箇所を抜粋

## ② 重点目標

**重点目標1** 既存ストックを生かして、身近な公園を充実させる

## 【指標】

身近な公園の芝生化の箇所数

現況 (令和5年)	目標年次 (令和12年)	長期年次 (令和22年)
1箇所	3箇所	5箇所

## 指標の定義

市民の日常的な交流の場や遊びの場となる住区基幹公園で、市民参加により芝生広場を造成する箇所数をいう。

## 指標として定めた理由

みどりの適正な維持管理が課題となっている中で、特に、市民が日常的に利用する身近な公園については、公園施設の長寿命化とあわせて、良好な子育て環境や高齢者の憩いの場となるよう質的な充実を図るための指標である。

身近な公園の芝生化は、地域ぐるみでの活動がしやすく、そのような活動を通じたみどりとふれあう機会の拡大は、公園の質の向上に加えて、市民の緑化意識の高揚、コミュニティの醸成や活性化にもつながる。そのため、この指標とした。



公園の芝生化

**重点目標2** 災害時の安全の確保にも役立つ身近な公園を増やす

**【指標】**

1人当たりの身近な公園面積

現況 (令和5年)	目標年次 (令和12年)	長期年次 (令和22年)
3.7 m <sup>2</sup>	4.0 m <sup>2</sup>	4.5 m <sup>2</sup>

指標の定義

市民の日常的な交流の場や遊びの場となる住区基幹公園の市民1人当たりの面積をいう。

指標として定めた理由

本市では、1人当たりの都市公園面積は全国平均を上回っているものの、市民に身近な公園である住区基幹公園が不足している地域が見られるため、災害時の身近な防災拠点等としても機能する住区基幹公園の整備に取り組む必要がある。そのため、この指標とした。



身近な公園

**重点目標3 市民が主体的に取り組む緑化を進める****【指標】**

緑化重点地区における樹木緑被率

現況 (令和5年)	目標年次 (令和12年)	長期年次 (令和22年)
8.2%	10%	12%

**指標の定義**

本計画で設定する緑化重点地区を対象として、その区域面積に対する樹木で覆われた土地の面積が占める割合（樹木緑被率）をいう。

**指標として定めた理由**

快適な生活空間を創出するためには、持続性が担保されたみどりの増加だけでなく、市街地の大半を占める民有地の緑化が必要となる。

特に、みどりの豊かさを市民が実感するためには、各家庭等における市民に身近なみどりの充実が重要となる。地域のまちづくりや市街地の特性に応じて、住宅地における敷地内緑化を促進するため、この指標とした。



住宅地の緑化

**重点目標4 赤穂らしいみどりの拠点をつくる**

**【指標】**

1人当たりの都市公園等面積

現況 (令和5年)	目標年次 (令和12年)	長期年次 (令和22年)
42.9 m <sup>2</sup>	47 m <sup>2</sup>	52 m <sup>2</sup>

**指標の定義**

都市公園及び都市公園に準ずるその他の公園の市民1人当たりの面積をいう。

**指標として定めた理由**

赤穂らしいみどりのまちづくりを進めるための指標である。

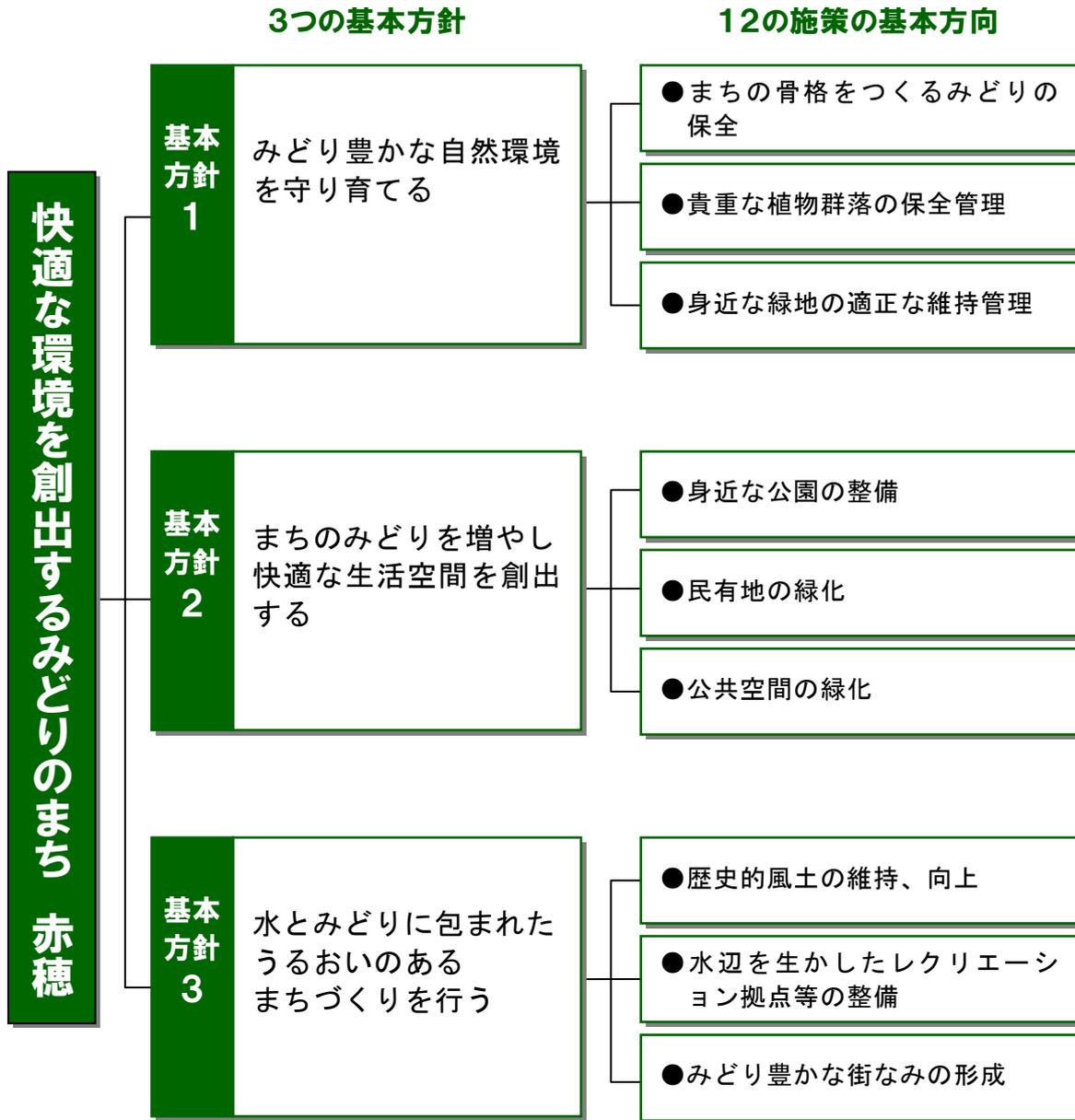
特に、「義士発祥のまち」を象徴する歴史や清流千種川等の自然を都市公園等として確保し、その保全や観光・交流の振興にも活用する必要があるため、この指標とした。



赤穂城跡公園

## 第4章 施策の基本方向

第3章で示したみどりのまちづくりの基本方針の下に、みどりの将来像の実現に向けた施策を推進する。



■ 施策の基本方向

(1) みどり豊かな自然環境を守り育てるために

① まちの骨格をつくるみどりの保全

ア 水とみどりの軸となる千種川の保全

千種川は「清流千種川」と称され、古来より今に至るまで地域のシンボルであり、市民の誇りとなっている。そのため、ハマウツボの保全など生物多様性の維持に向けた取組を進めるとともに、洪水氾濫等による災害の発生の防止又は軽減に当たっては、豊かな自然環境の維持に配慮した整備を促進する。また、下水道整備を通じて良好な水質環境の保全を図る。

イ 山地・丘陵地の樹林地の保全管理

市街地を取り囲む山地や臨海丘陵地の樹林地は、市民生活に欠かせない多様な機能を有しているため、風致地区や保安林、瀬戸内海国立公園等の指定を継続し、引き続きその保全を図る。

赤穂ふれあいの森、あこう河鹿の森、赤穂ピクニック公園については、市民が自然にふれあうことができる場所として、樹林地や施設の適正な維持管理を図る。

ウ 瀬戸内海国立公園の有効活用

瀬戸内海国立公園については、市街地の近くで市民が自然にふれあうことができる場所として、また多くの観光客が訪れる場所として、優れた自然景観を保全しつつ、樹林地や施設の適正な維持管理を図る。

エ 農村環境の適正な維持管理

無秩序な農地転用を抑制し、優良農地の保全を図るとともに、遊休農地の保全管理や景観形成活動、後継者の育成等を促進し、農村環境の保全及び質的向上を図る。

身近な農作業体験の場となる市民農園の開設を支援し、自然にふれあう機会の提供を図る。

② 貴重な植物群落の保全管理

瀬戸内海国立公園の特別保護地区に指定され、国指定の天然記念物である生島樹林等の貴重な植物群落については、植生調査を定期的に行い、必要に応じて植生管理による特定の植生の保全・復元を図るなど適正な保全管理を図る。

市街地や集落に残る鎮守の森や古くからの大木、市民に親しまれている樹林、樹木等の保全を図るため、保存樹・保存樹林等の指定を検討する。

③ 身近な緑地の適正な維持管理

ア 既存ストックの利活用

都市公園等については、一定の公園施設整備を進めてきた一方で、その維持管理費や老朽化した施設が増加しているため、適正な維持管理による公園施設の長寿命化を図るとともに、既設公園のうち改良を要する公園については、市民のニーズに応じた更新整

備等を図る。また、緑化活動のモデルとして、既設の身近な公園を対象とした市民参加による公園の芝生化を推進する。

#### イ 市街化区域内農地の活用

市街化区域に残存する農地は、市街地における貴重なみどりとオープンスペースになっているため、農とのふれあいを求める市民ニーズに応える緑地として、その活用策を検討する。

#### ウ 市民との連携による環境美化の推進

アドプト制度を活用して、ボランティアによる公園や道路等の公共空間の美化活動（草刈りや清掃）を推進する。

街路樹については、剪定及び病害虫の防除等を実施するとともに、地域住民や企業との協議・連携による維持管理を進める。

(2) まちのみどりを増やし快適な生活空間を創出するために

① 身近な公園の整備

ア 身近な公園の適正な配置

市民の日常的な交流の場や遊びの場となる住区基幹公園の配置に当たっては、児童遊園等の整備状況を含めた住区間バランスや人口の見通しを踏まえて適正に配置し、その整備を図る。

土地区画整理地内の未整備の身近な公園については、その優先順位を検討し、着実な整備を図る。

イ 市民参加の公園づくり

身近な公園の整備に当たっては、整備計画の段階からの市民参加を進め、整備内容や管理方法について合意形成を図りながら、市民ニーズを反映した公園づくりを図る。

② 民有地の緑化

ア 住宅地、商業地の緑化

周辺地域に比べてみどりの不足している市街地のうち、都市環境の改善や防災性の向上等の観点から課題の大きい住宅地又は商業地については、公園緑地や街路樹の計画的な整備とあわせて、民有地の緑化を重点的に図る地区として位置付け、緑化助成制度の充実やその内容の周知を図る。

比較的規模の大きな開発行為や建築行為については、兵庫県「環境の保全と創造に関する条例」に基づく敷地内緑化を促進する。

赤穂城南緑地は、臨海工業地と住宅地を分離遮断し、公害等の防止又は緩和の役割を担う緑地であるため適正な保安全管理を図る。

イ 工業地の緑化

臨海工業地や内陸部の工業団地については今後、工場立地法に基づく緑地面積率の緩和によって緑の減少が予想されるが、既存工場の円滑な増改築や企業の新規立地を妨げない範囲で道路に面した部分の緑化等を誘導し、市民の目に映る緑量の維持を図る。

ウ 緑化意識の啓発

緑化パンフレットの発行などみどりに関する情報発信を充実させるとともに、各種行事を通じて、市民の緑化意識の高揚を図る。

みどりづくりに対する個人や団体、企業等の取組を評価、奨励するためのコンクールや顕彰制度の充実を図る。

市民が気軽に花とみどりに関する相談ができる窓口の周知や相談機能の強化を図るとともに、花とみどりについて学ぶことができる各種講習会の周知を図る。

エ 環境教育の充実

市民が本市の自然を観察・評価できるように自然環境の調査資料を整備するとともに、

学習機会の提供やホームページによる情報提供を図るなど、学校や家庭で気楽に学習ができる環境を整える。

赤穂こどもエコクラブや市民専門家による環境学習の場を提供する。

### ③ 公共空間の緑化

#### ア みどりのネットワークの形成

公園緑地の計画的な整備とあわせて、みどりのネットワークを形成する道路、河川等については、兵庫県「環境の保全と創造に関する条例」に規定する公共施設の緑化基準を踏まえて、みどりの質と量の向上を図る。

みどりのネットワークを形成する幹線道路については、交通安全や有効歩道幅員の確保に配慮しつつ、新しく整備する都市計画道路の緑化を図るほか、沿道の敷地内緑化や樹林地等の保全により、連続したみどりの確保を図る。

#### イ 公共建築物の緑化

小中学校は、公園緑地と同様に地域の重要なみどりとオープンスペースとなっている。そのため、公共建築物の緑化については小中学校の緑化を重視し、民有地緑化の模範となるみどりづくりを図る。

(3) 水とみどりに包まれたうるおいのあるまちづくりを行うために

① 歴史的風土の維持、向上

ア 赤穂城跡公園の整備

本市のシンボルである赤穂城跡公園には、観光客の半数以上が来訪しており、今後、さらなる見所づくりが望まれているため、赤穂城跡公園の未整備区域の整備を推進し、赤穂らしさを象徴する歴史文化的遺産の保全、復元を図る。

イ 歴史的建造物や史跡の保全

本市には、地域固有の歴史、文化を表現する神社・寺院等の歴史的建造物や史跡が数多く存在している。公園整備された史跡の適切な維持管理を図るほか、歴史的建造物と一体となった樹木等の適正な保全管理を図る。

② 水辺を生かしたレクリエーション拠点等の整備

ア 赤穂海浜公園の充実

多様化する市民のスポーツニーズに対応するため、兵庫県との連携により赤穂海浜公園とその周辺の赤穂元禄スポーツセンター等を、スポーツ・レクリエーション拠点としての機能向上を図る。

イ 千種川河川敷緑地の整備

千種川の豊かな自然環境は、市内のみならず周辺都市からも多くの人を惹きつける魅力を保っている。この豊かな自然環境を生かして、近年の市民の健康増進意識の高まりにも対応するため、千種川河川敷緑地の未整備区域については、園路整備等を検討する。

③ みどり豊かな街なみの形成

ア みどり豊かな住宅地の形成

住宅地内の緑道として整備された自転車歩行者道浜田線・片水尾線・御崎線・東浜公園線では、公園や河川と一体となってみどり豊かな環境を形成している。これらのみどりの適正な維持管理を図るとともに、自転車歩行者道沿いの宅地を中心として、道路に面した部分の緑化等を促進し、みどり豊かな街なみの形成を図る。

土地区画整理事業や住宅市街地整備事業等によって道路、公園が整備された住宅地が形成されつつある地区については、地区計画等により緑化に関するルールの策定を検討し、みどり豊かな街なみの形成を図る。

## 第5章 計画推進のための施策

みどりの将来像の実現に向けて、緑地の保全及び緑化の推進のための施策に関する基本的事項を定める。

### (1) 都市公園等の整備

みどりの将来像の実現に向けた施策の中で、重要な施策の1つである都市公園等の整備については、計画の目標水準を踏まえて種別ごとの整備目標を設定する。

#### 都市公園の整備目標

		現況 (令和5年3月31日現在)		目標年次 (令和12年度)	
		面積 (ha)	水準 (㎡/人)	面積 (ha)	水準 (㎡/人)
住区基幹公園	街区公園	11.0	2.4	12.5	3.0
	近隣公園	5.7	1.3	5.7	1.4
	地区公園	—	—	—	—
	小計	16.7	3.7	18.2	4.3
都市基幹公園	総合公園	19.5	4.3	21.3	5.1
	運動公園	—	—	—	—
	小計	19.5	4.3	21.3	5.1
広域公園		71.7	19.5	71.7	17.1
緩衝緑地		39.4	8.7	39.4	9.4
都市緑地		28.5	6.3	28.5	6.8
墓園		10.0	2.2	10.0	2.4
その他		7.8	1.7	7.8	1.9
都市公園	小計	193.7	42.9	196.9	46.9
その他の公園	小計	12.6	2.8	12.6	3.0
都市公園等	合計	206.3	45.7	209.5	49.9
人口		45,174		42,000	

注1：現況人口は令和5年3月31日現在（住民基本台帳）

注2：小数点第2位を四捨五入しているため合計があわないものがある。

① 都市公園

ア 住区基幹公園

施策概要	市民の日常的な利用を目的とした公園を整備するものである。
整備状況	街区公園：38箇所、11.0ha 近隣公園：3箇所、5.7ha
整備方針	児童遊園地等の整備状況を含めた住区間バランスや人口の見通しを踏まえて市街化区域に配置する。 土地区画整理事業の進展にあわせて、既計画公園の整備を図る。 既設公園の適正な維持管理と市民のニーズに応じた更新整備を図るとともに、市民参加による公園の芝生化を推進する。

注：指定状況は令和5年3月31日現在

イ 都市基幹公園

施策概要	地域の自然や歴史・文化の活用を図り、市民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動など総合的な利用を目的とした公園を整備するものである。 また、市民全般の主として運動利用を目的とした公園を整備するものである。
整備状況	赤穂城跡公園：10.0ha 赤穂ピクニック公園：9.5ha
整備方針	赤穂城跡公園の整備を推進し、二ノ丸庭園の復元を図る。 既設公園の適正な維持管理や利用促進を図る。

注：指定状況は令和5年3月31日現在

ウ 広域公園

施策概要	1市町の区域を超える広域のレクリエーション需要の充足を目的とした公園を整備するものである。
整備状況	赤穂海浜公園：71.7ha
整備方針	既設公園の適正な維持管理や利用促進を図る。

注：指定状況は令和5年3月31日現在

## エ 緩衝緑地

施策概要	公害又は災害の発生源地域と住居地域、商業地域を分離遮断し、公害等の防止又は緩和を目的とした緑地を整備するものである。
整備状況	赤穂城南緑地：39.4ha
整備方針	既設公園の適正な維持管理や利用促進を図る。

注：指定状況は令和5年3月31日現在

## オ 都市緑地

施策概要	都市の自然的環境の保全及び改善、都市景観の向上を図るための緑地を整備するものである。
整備状況	千種川河川敷緑地：28.5ha
整備方針	既設緑地の適正な維持管理や利用促進を図る。 既計画緑地の未整備区域については、整備を検討する。

注：指定状況は令和5年3月31日現在

## カ 墓園

施策概要	その面積の2/3以上を園地等とする、良好な景観を有した屋外レクリエーションの場となる墓地を含んだ公園を整備するものである。
整備状況	赤穂高山墓園：10.0ha
整備方針	既設墓園の適正な維持管理や利用促進を図る。

注：指定状況は令和5年3月31日現在

## キ その他

施策概要	上記以外の都市公園を、その目的に応じて整備するものである。
整備状況	赤穂元禄スポーツセンター 外2箇所：7.8ha
整備方針	多様化する市民のスポーツニーズに対応した多目的運動施設の適正な維持管理や利用促進を図る。

注：指定状況は令和5年3月31日現在

② その他の公園

<p>施策概要</p>	<p>都市公園が整備されていない地域の状況等を踏まえ、都市公園に準ずる公園を目的に応じて整備するものである。</p>
<p>整備状況</p>	<p>児童遊園：駅前町児童遊園 外 122 箇所、9.4ha                  歴史公園：沖田遺跡公園 外 1 箇所、1.2ha                  工業団地公園：清水工業団地公園 外 1 箇所、2.0ha</p>
<p>整備方針</p>	<p>既設緑地の適正な維持管理や利用促進を図る。</p>

注：指定状況は令和5年3月31日現在

(2) 緑地の保全と活用

① 法によるもの

ア 風致地区

施策概要	都市における自然美の維持及び環境の保全のため特定の地区を指定し、その風致を害するような無計画な開発行為を制限するものである。
指定状況	赤穂城趾風致地区、22.1ha 御崎風致地区：266.8ha 尾崎宮山風致地区：33.5ha 雄鷹台山高山風致地区：632.2ha 以良羅山風致地区：5.0ha 船岡園風致地区：17.5ha
指定方針	現行の風致地区の指定を継続し、優れた自然環境の維持、向上を図る。

注：指定状況は令和5年3月31日現在

イ その他の法によるもの

瀬戸内海国立公園、保安林、農業振興地域及び農用地区域、史跡・名勝・天然記念物、海岸保全区域等については、現行の指定区域の継続を図るものとし、自然系のみどりの保全を図る。

② 条例等によるもの

ア 民間との協定による緑地保全地区（里山林整備事業）

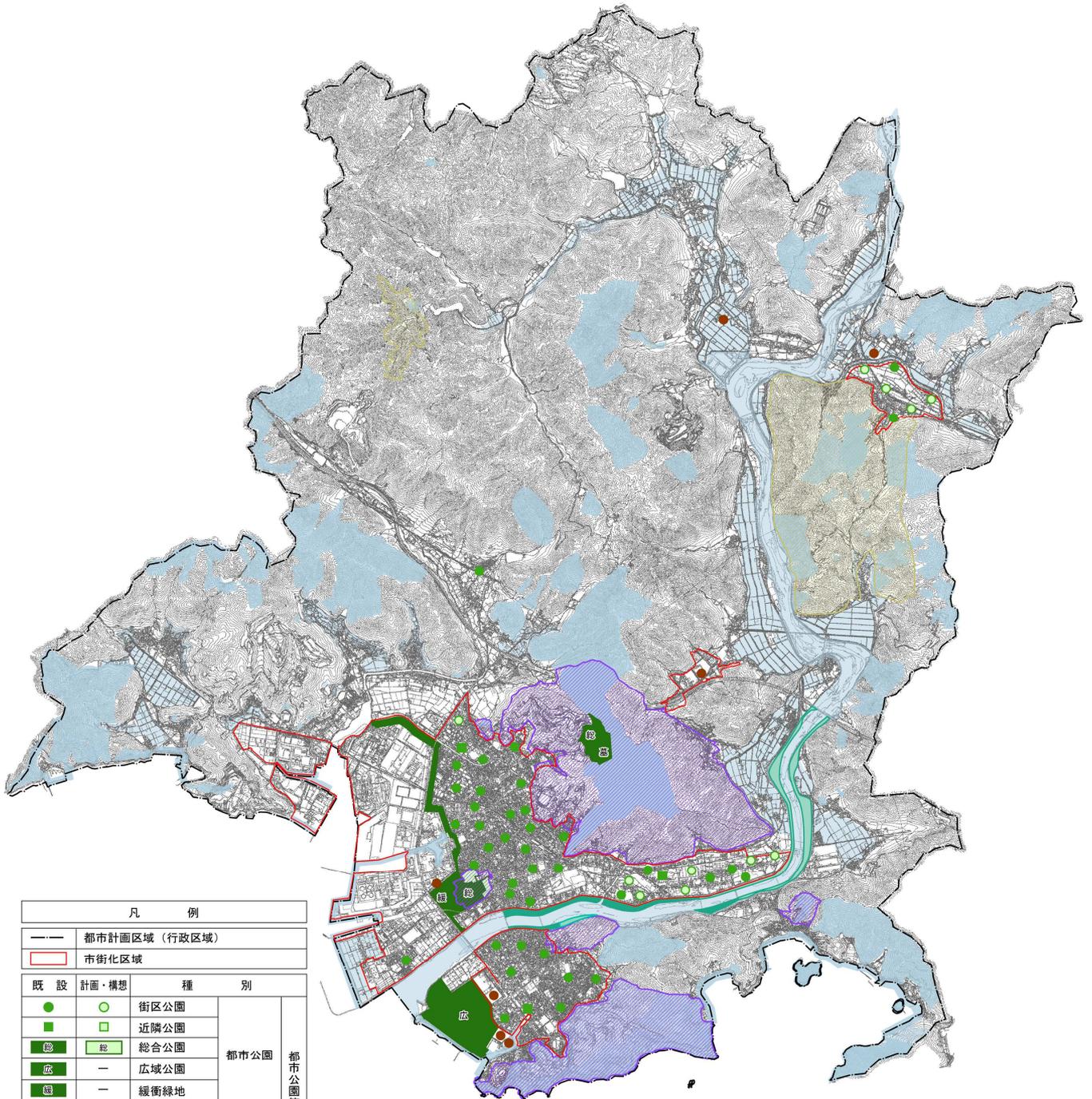
施策概要	荒廃しつつある里山林の自然環境を維持・復元し、各地域の特色ある植生を生かした森づくりを兵庫県、公益社団法人ひょうご農林機構、赤穂市の協定等に基づいて行うものである。
指定状況	赤穂ふれあいの森：180.0ha あこう河鹿の森：54.0ha
指定方針	既設緑地の適正な維持管理や利用促進を図る。

注：指定状況は令和5年3月31日現在

イ その他の条例等によるもの

自然環境保全地域（駿行寺周辺）、環境緑地保全地域（高雄山周辺）等については、現行の指定区域の継続を図るものとし、自然系のみどりの保全を図る。

計画推進のための施策



凡 例			
---	都市計画区域（行政区）		
□	市街化区域		
既 設	計画・構想	種 別	
●	○	街区公園	都市公園等
■	□	近隣公園	
■	■	総合公園	
■	—	広域公園	
■	—	緩衝緑地	
■	—	墓園	
■	■	都市緑地	地域制緑地
●	●	その他の公園（児童遊園地以外）	
■	—	風致地区	
■	—	その他法によるもの	
■	—	条例等によるもの	

注：地域制緑地については、主な緑地のみ図示している。



## (3) 緑化重点地区の設定

## ① 緑化重点地区の要件

緑化重点地区とは、重点的に緑化の推進に配慮を加えるために緑化推進施策を定める地区をいう。緑化重点地区の対象となる地区は、本市のシンボルとなる地区、みどりの少ない住宅地区、市街地開発事業等の施行地区（予定地区を含む）とする。

## ② 緑化重点地区の設定

緑化重点地区の要件及び従前の緑の基本計画の継続性を勘案し、加里屋地区、塩屋地区、尾崎地区、有年地区、野中地区を緑化重点地区として設定する。

**緑化重点地区**

地区名	区域面積 (ha)	樹木緑被地 面積 (ha)	樹木緑被率 (%)
加里屋地区	44.2	6.9	15.6
塩屋地区	144.1	14.9	10.3
尾崎地区	27.1	2.0	7.4
有年地区	60.0	3.0	5.0
野中地区	100.0	4.1	4.1
緑化重点地区 合計	375.4	30.9	8.2

注：令和5年3月31日現在

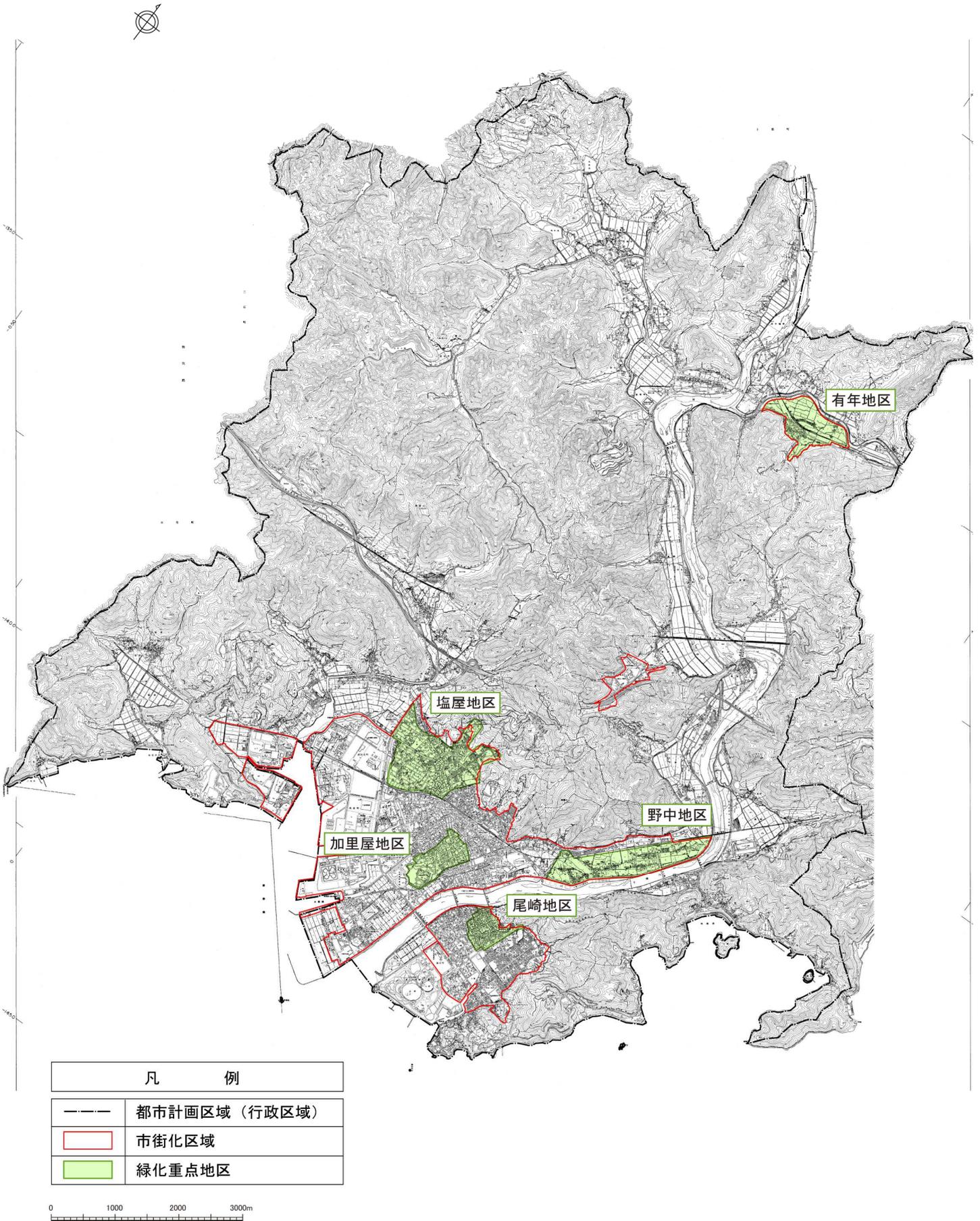
## ③ 緑化重点地区における緑化推進施策

本市では、緑化重点地区に位置付けた地区において、本計画がめざす目標の達成に向けて、次のような取組を進める。

緑化重点地区において、市民・事業者による主体的な緑化が積極的に行われるよう、普及啓発活動の推進とあわせて、民有地緑化の支援策を拡充する。

緑化重点地区において、身近な公園の整備（再整備を含む）や街路樹の整備など、公共空間の緑化を優先的に実施する。

### 緑化重点地区



## 用語の解説

あ行	
一次避難場所	広域避難場所に到達するまでの中継拠点として、災害時に住民が最初に避難する場所。小・中学校や公民館などが該当する。
アドプト制度	アドプト「Adopt」とは、英語で「養子縁組をする」との意味合いがあり、道路、公園、河川などを養子に見たて、地域住民や企業等が「里親」となって、その維持管理を行政に代わって行う制度。
運動公園	主として運動の用に供することを目的とする公園。都市の規模に応じて1箇所当たりの敷地面積は、15～75haを標準として配置することとされている。

か行	
街区公園	主として街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園。1箇所当たりの敷地面積は、0.25haを標準として配置することとされている。
風の道	建物や公園などの緑地の配置を工夫し、郊外から都市部に至る風の通り道をつくることで、都市中心部の気温の上昇を抑えようとする考え方や手法のこと。
環境緑地 保全地域	県の「環境の保全と創造に関する条例（第95条）」に基づき、市街地や集落地の周辺にある樹林地や河川、湖沼等で、風致、景観、形態等が住民の健全な生活環境を確保するために特に必要であるとして知事が指定する地域。
緩衝緑地	大気汚染、騒音、振動、悪臭等の公害防止、緩和若しくはコンビナート地帯等の災害の防止を図ることを目的とする緑地のこと。公害、災害発生源地域と住居地域、商業地域等とを分離遮断することが必要な位置について公害、災害の状況に応じ配置する。
幹線道路	道路網のうちでも主要な骨格をなし、都市に出入りする交通及び都市の住宅地、工業地、業務地等の相互間の交通を主として受けもつ道路で、広幅員・高規格の道路であることが多い。
既成市街地	道路などの公共施設が整備され、一定の建物が連担するなど既に市街地が形成されている区域。都市計画法では、人口密度が1ha当り40人以上の地区が連担して3,000人以上となる地域と、これに接続する市街地をいい、市街化区域を設定する基準の一つとなる。
近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園。1箇所当たりの敷地面積は、2haを標準として配置することとされている。
広域公園	一つの市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園。広域的なブロック単位ごとに1箇所当たりの敷地面積は、50ha以上を標準として配置することとされている。
工場立地法 (緑地面積 等の緩和)	工場立地が環境の保全を図りつつ適正に行われるようにするため、工場立地に関する調査を実施するとともに、工場立地に関する準則等を公表し、これらに基づく勧告、命令等を行うことにより、国民経済の健全な発展と国民の福祉の向上に寄与することを目的とした法律。 平成23年の法改正に伴い、緑地面積率等に関する区域の区分ごとの基準の一部が改正され、面積当たりの木の本数に係る規定の削除や緑地面積率の引き下げが行われた。
コミュニティ	住民同士の協力や結びつきによる地域の活動など、人々が共同体意識を持って生活を営む一定の地域及びその共同体。

さ行	
里山林整備事業	人とのつながりを失い荒廃しつつある里山林の自然環境を維持・復元し、各地域の特色ある植生を活かした森づくりを行う事業。兵庫県、市町、(社)ひょうご農林機構の協定に基づき実施している。(平成19年度事業終了)
市街化区域	都市計画区域のうち、都市の無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るために定めることができる区域の一つで、すでに市街地を形成している区域をいう(都市計画法第7条第2項)。
施設緑地	主に行政が一定区域内の土地等を所有、または設置している、公園緑地等。都市公園法に基づく「都市公園」のほか、公有地又は公的な管理がされている公園緑地に準ずる機能を持つ「公共施設緑地」、寺社の境内等民有地で都市公園に準ずる機能を持つ「民間施設緑地」に区分される。
自然環境保全地域	県の「環境の保全と創造に関する条例(第89条)」に基づき、自然環境の保全や生物の多様性の確保のために知事が指定する地域。本市では有年横尾の駿行寺周辺に指定されている。
住区基幹公園	主として近隣住区内の住民の安全で快適かつ健康的な生活環境及びレクリエーション、休養のためのスペースを確保し、住民の日常的な身近な利用に供するために、近隣住区を利用単位として設けられる基幹的な公園。街区公園、近隣公園、地区公園に区分される。
生物多様性	生物の豊かな個性とつながりのこと。生物多様性基本法では、様々な生態系が存在すること並びに生物の種間及び種内に様々な差異が存在することとしている。
総合公園	都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園。都市の規模に応じて1箇所当たりの敷地面積は、10~50haを標準として配置することとされている。

た行	
地域制緑地	一定の土地の区域に対して、法律等でその土地利用を規制することで良好な自然的環境等の保全を図ることを目的とした制度。「法によるもの」、「協定によるもの」、「条例などによるもの」の3種に分けられ、このうち「法によるもの」では、風致地区、特別緑地保全地区、自然公園、保安林等が対象となる。
長寿命化	施設の予防保全的な管理及び計画的な改築等により既存ストックを最大限活用し、事故の未然防止及び耐用年数の延伸によるライフサイクルコストの最小化を図ること。
地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園。1箇所当たりの敷地面積は、4haを標準として配置することとされている。
都市基幹公園	主として一つの市域内に居住する者の安全で快適かつ健康的な生活環境及びレクリエーション、休養のためのスペースを確保するために、都市を単位として設けられる基幹的な公園。その主たる機能から総合公園及び運動公園に区分される。
都市計画区域	一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全する必要がある区域として県が指定する区域(都市計画法第5条)。本市を含む2市1町では「西播都市計画区域」の指定がなされている。
都市計画公園	都市計画で定める公園(都市計画法第11条第1項第2号)。公園の用途に応じて、街区公園・近隣公園・地区公園・総合公園・運動公園・広域公園などに分類される。
都市計画道路	都市計画で定める道路(都市計画法第11条第1項第1号)。道路の用途に応じて、自動車専用道路、幹線街路(主要幹線街路、都市幹線街路、補助幹線街路)、区画街路、特殊街路の4種類がある。

都市公園	都市公園法に基づき、国もしくは地方公共団体が設ける公園または緑地（都市公園法第2条）。
都市公園等	都市公園に加え、都市公園法に規定しない歴史公園、児童遊園地等を含めたもの。
都市緑地	都市公園の一つで、主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るために設けられている緑地。1箇所あたりの敷地面積は0.1ha以上（既成市街地等で良好な樹林地がある場合等は0.05ha以上）を標準として配置する。
土地区画整理事業	道路、公園等の都市基盤施設の整備・改善と宅地の利用増進を図るため、換地手法により土地の区画形質を変更することで、道路、公園、水路などの公共施設の整備を行い、宅地の区画、形状を整え、健全な市街地の形成を図る事業。

は行	
風致地区	都市計画で定める地域地区の一つ。都市における自然美の維持及び環境を保全するため、建築物の建築や宅地の造成、木竹の伐採などについて条例で規制されている。
防災拠点	地震などの大規模な災害が発生した場合に、被災地において救援、救護等の災害応急活動の拠点となる施設。赤穂市では市役所が「総合防災拠点」、公民館が「地域防災拠点」、小・中学校が「コミュニティ防災拠点」に位置づけられている。
保安林	水源のかん養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公共目的を達成するため、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定され、一定の制限や義務が課せられた森林（森林法第25条）。
防災公園	地震に起因して発生する市街地火災等の二次災害時における国民の生命、財産を守り、大都市地域等において都市の防災構造を強化するために整備される、広域防災拠点、避難地、避難路としての役割をもつ都市公園および緩衝緑地（防災公園計画・設計ガイドライン）。
保存樹・保存樹林	優れた美観を呈する樹木や地域で親しまれてきた老木や名木（樹林を含む）など、保護することが必要な樹木や樹林のことで、法律（都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律）によるものと、自治体の条例等に基づくものがある。

ら行	
緑化重点地区	緑の基本計画において定めることができる地区で、都市の緑化事業のモデルとなるように設定した地区。設定した地区では、緑化推進施策をできる限り詳細かつ具体的な整備計画として策定する。
緑道	都市公園の一つで、災害時における避難路の確保、都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的として設けられる植樹帯や園路（歩行者路又は自転車路）を主体とする緑地。車の入れない歩行者用空間であり、道幅は10～20mを標準とする。公園や学校、ショッピングセンター、駅前広場等を相互に結ぶよう配置することとされている。
緑被率	樹木・植栽地・草地等の植物の緑で覆われた状態の面積の、ある一定の区域の面積に対する割合。